

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の退職手当調整額に係る職員の区分の適用職員に関する規則

平成18年 3 月 29 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市町村職員退職手当支給条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第12号）第27条の 5 の規定により、市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合条例第 4 号。以下「退職手当支給条例」という。）第 6 条の10第 1 項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）の適用職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職した者の属する職員の区分の適用)

第 2 条 職員としての在職期間における職員の区分ごとの適用職員は、別表のとおりとする。

第 3 条 退職手当支給条例第 6 条の 2 第 2 項第 2 号から第19号までに規定する者としての在職期間における職員の区分ごとの適用職員は、他の職員との均衡を考慮し、決定するものとする。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

ア 平成 8 年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

職員の区分	適 用 職 員
第 1 号区分	
第 2 号区分	
第 3 号区分	
第 4 号区分	
第 5 号区分	平成 8 年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までの間において適用されていた盛岡・紫波地区環境施設組合一般職の職員給与及び旅費に関する条例（昭和44年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第 3 号）の行政職給料表（以下この表において「行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの。
第 6 号区分	行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの
第 7 号区分	行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの
第 8 号区分	行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級又は 5 級であったもの
第 9 号区分	第 1 号区分から第 8 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成18年 4 月 1 日以降の基礎在職期間における職員の区分についての表

職員の区分	適 用 職 員
第 1 号区分	
第 2 号区分	

第3号区分	
第4号区分	
第5号区分	平成18年4月1日以降適用されている盛岡・紫波地区環境施設組合一般職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和44年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第3号）の行政職給料表（以下この表において「行政職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの。
第6号区分	行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第7号区分	行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第8号区分	行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者